

46	福祉保健局	がん医療・在宅医療の取組の着実な推進																																
事業概要	<p><b>【がん医療】</b>                  都における悪性新生物（がん）による死亡者数は、平成24年には32,921人となり、全死亡数のうち3割を超える割合となっており、がんは依然として多くの都民の生命を脅かし、都民はがんについて大きな不安を抱えている。                  平成19年4月にがん対策基本法が施行され、都においても平成20年3月、「東京都がん対策推進計画」を策定し、「予防の重視」、「高度ながん医療の総合的展開」、「患者・家族の不安の軽減」及び「がん登録や研究の推進」を基本方針とした、予防から治療及び療養生活の質の向上に至る総合的な取組を進めてきた。                  平成25年3月には、これまでの施策の成果を踏まえ、小児がん対策等の新たな課題を盛り込んだ、東京都がん対策推進計画（第一次改定）を策定した。</p> <p><b>【在宅医療】</b>                  都の高齢化率は、平成27年には24.2%、平成47年には30.7%に達し、都民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者になることが見込まれている。また、昭和35年の医療機関における死亡割合は21.8%、自宅70.1%であったが、平成24年は医療機関78.6%、自宅12.8%と大きく逆転している。                  このような急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を行える仕組みを構築し、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図る。</p>																																	
	これまでの経過	<p><b>【がん医療】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>平成13年度から</td> <td>がん診療連携拠点病院の整備</td> </tr> <tr> <td>平成20年3月</td> <td>東京都がん対策推進計画策定</td> </tr> <tr> <td>平成20年度から</td> <td>東京都認定がん診療病院の整備</td> </tr> <tr> <td>平成22年度から</td> <td>がん登録推進事業実施</td> </tr> <tr> <td>平成24年度から</td> <td>東京都がん診療連携協力病院の整備</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月</td> <td>東京都がん対策推進計画（第一次改定）策定</td> </tr> </table> <p><b>【在宅医療】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>区市町村包括補助事業 開始</td> </tr> <tr> <td>平成20年度から平成21年度まで</td> <td>在宅医療ネットワーク推進事業 実施</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>在宅医療拠点病院モデル事業 実施</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>在宅医療相互研修事業 開始</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>在宅医療連携推進事業 実施</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>在宅医療普及事業 開始</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>在宅療養支援員養成事業 開始</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>医療連携強化研修事業 開始</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>在宅療養支援員養成事業 開始</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>在宅医等相互支援体制構築事業 開始</td> </tr> </table>		平成13年度から	がん診療連携拠点病院の整備	平成20年3月	東京都がん対策推進計画策定	平成20年度から	東京都認定がん診療病院の整備	平成22年度から	がん登録推進事業実施	平成24年度から	東京都がん診療連携協力病院の整備	平成25年3月	東京都がん対策推進計画（第一次改定）策定	平成19年度	区市町村包括補助事業 開始	平成20年度から平成21年度まで	在宅医療ネットワーク推進事業 実施	平成21年度	在宅医療拠点病院モデル事業 実施	同 上	在宅医療相互研修事業 開始	平成22年度	在宅医療連携推進事業 実施	同 上	在宅医療普及事業 開始	平成23年度	在宅療養支援員養成事業 開始	同 上	医療連携強化研修事業 開始	同 上	在宅療養支援員養成事業 開始	平成24年度
平成13年度から		がん診療連携拠点病院の整備																																
平成20年3月	東京都がん対策推進計画策定																																	
平成20年度から	東京都認定がん診療病院の整備																																	
平成22年度から	がん登録推進事業実施																																	
平成24年度から	東京都がん診療連携協力病院の整備																																	
平成25年3月	東京都がん対策推進計画（第一次改定）策定																																	
平成19年度	区市町村包括補助事業 開始																																	
平成20年度から平成21年度まで	在宅医療ネットワーク推進事業 実施																																	
平成21年度	在宅医療拠点病院モデル事業 実施																																	
同 上	在宅医療相互研修事業 開始																																	
平成22年度	在宅医療連携推進事業 実施																																	
同 上	在宅医療普及事業 開始																																	
平成23年度	在宅療養支援員養成事業 開始																																	
同 上	医療連携強化研修事業 開始																																	
同 上	在宅療養支援員養成事業 開始																																	
平成24年度	在宅医等相互支援体制構築事業 開始																																	

現在の進行状況

**【がん医療】**

- がん診療連携拠点病院の拡充（24 病院指定）  
集学的治療及び緩和ケアを提供する体制、がん診療連携協力体制の整備を図るほか、相談支援、院内がん登録等を実施
- 東京都認定がん診療病院の整備（10 病院認定）  
拠点病院と同等の高度ながん医療機能を有する病院を都独自に認定
- 東京都がん診療連携協力病院（23 病院認定）  
がんの発症部位ごとに高度ながん医療機能を有する病院を都独自に認定
- 休日夜間がん相談支援事業（3 病院実施）  
患者や家族の利便性に配慮し、相談支援センターの相談時間を拡大実施
- がん登録推進事業  
がん医療の水準の向上を図るため、都内医療機関の院内がん登録データの収集・分析を行うとともに、院内がん登録実務者の人材育成を実施（都立駒込病院に院内がん登録室設置）
- 東京都がん対策推進計画（第一次改定）策定（平成 25 年 3 月）  
今後の超高齢社会を見据え、これまでの取組の更なる充実と新たな課題（がん教育、小児がん、がん患者の就労）への対応を含めて、計画を改定（第一次改定）  
計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで（5 年間）
- 東京都小児がん診療病院の整備（12 病院認定）  
国の小児がん拠点病院に準じて、小児がんの診断や治療について一定の実績を有する医療機関を都独自に認定

**【在宅医療】**

- 在宅医療普及事業  
在宅療養への円滑な移行を促進するためのマニュアル等の作成に向け、平成 25 年 5 月に退院支援検討部会を立ち上げ、検討を開始
- 医療保健政策区市町村包括補助事業  
在宅療養支援窓口事業、在宅療養後方支援病床、在宅療養推進協議会、病床確保事業等に係る区市町村の取組を支援
- 在宅医療相互研修事業  
患者が退院後円滑に在宅療養に移行できるよう、病院と在宅スタッフが同行するなど相互に知識を得る研修を地域において実施
- 医療連携強化研修事業  
在宅医療に関わる多職種が連携するための研修を地域において実施

現在の進行状況	<p>○在宅療養支援員養成事業 区市町村が設置する「在宅療養支援窓口」で、在宅療養におけるコーディネーター機能を担う人材に対する業務に必要な知識、技術等を付与するための研修を実施</p> <p>○在宅医等相互支援体制構築事業 チームとして24時間の診療体制を確保する取組を支援</p>		
今後の見通し	<p><b>【がん医療】</b> 東京都がん対策推進計画（第一次改定）における取組のうち、新たな事業として以下のとおり推進していく。</p> <p>○東京都小児がん診療連携推進事業 国が指定する2か所の小児がん拠点病院に加え、都が独自に認定した12か所の「東京都小児がん診療病院」が、小児がん医療連携ネットワークを構築することにより、速やかに適切な医療等を提供</p> <p>○がん患者就労等普及啓発事業 がん患者の就労等に関する実態を把握した上で、がん患者への仕事と治療の両立支援等について事業主に対し普及啓発を実施</p> <p>○がんポータルサイトの運営 がんに関する信頼性の高い情報を集約したがんポータルサイトを開設し、都民や患者、家族などに分かりやすく提供</p> <p><b>【在宅医療】</b> 区市町村による医療保健政策区市町村包括補助事業の実施や、医療従事者・介護従事者等の研修等への参加を働きかけるなど、都民の誰もが安心して生活できる仕組みが早期に構築されるよう取り組んでいく。</p>		
問い合わせ先	福祉保健局 医療政策部 医療政策課	電話	03-5320-4423